

No. 1046 (2019. 3.14)

## フランスの議会質問制度

はじめに

I 下院

1 口頭質問

2 文書質問

II 上院

1 口頭質問

2 文書質問

おわりに

キーワード：議会、国会、質問制度、口頭質問、文書質問、質問時間、クエスチョンタイム、行政統制、行政監視、フランス

- 議会質問は、政府に口頭の答弁を求める「口頭質問」、文書の答弁を求める「文書質問」に大別される。フランス上下院の口頭質問は複数に類型化され、討論を伴わない口頭質問、討論を伴う口頭質問、対政府質問、対大臣質問等がある。
- フランス議会は質問制度を強化する方向の中で、口頭質問の類型の見直し、制度の改正等の試行錯誤をしている。また、口頭質問における会派への質問の配分は、与野党ほぼ同数の配分、会派勢力を基調とした配分などがあり、一様ではない。
- 下院では文書質問提出数の上限を設定した。これは、政府の負担軽減というより、質問数の増加による答弁の遅延を改善するための措置である。下院の審議では、無所属議員にとって特に重要な文書質問権が制約される点への懸念も示された。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 はまの ゆうた 濱野 雄太

第1046号

## はじめに

フランスにおいて議会質問は、議会が政府の活動を監視するための最も直接的な手段と認識されている<sup>1</sup>。一般的に議会質問には、「口頭質問」（政府からの答弁が口頭の形式により行われる。）と「文書質問」（答弁が文書の形式により行われる。）という2つの類型がある<sup>2</sup>が、これはフランスにおいても同様である。このうち「口頭質問」は基本的に本会議において実施され、政府を構成する首相や大臣に対し、その所掌一般について議員が質問をするものであり、本会議や委員会で行われる法律案等の審議・審査における討論・質疑応答とは区別される。

フランス議会（国民議会（Assemblée nationale. 以下「下院」という。）と元老院（Sénat. 以下「上院」という。）から成る。）の口頭質問（question orale）権は憲法にその根拠を有し、1958年の第5共和制憲法制定当初から、両院議員の権限として本会議で政府に対して質問を行うことが認められている。質問制度は、既に第3共和制（1870～1940年）の時代には存在していた。しかし、第3共和制で強力な質問制度として知られた「政府問責質問（interpellation）」は濫用され、頻繁な内閣の交代の一因となった<sup>3</sup>ため、第5共和制では、短命内閣と強過ぎる議会の是正の一環としてこれを廃止したという経緯がある<sup>4</sup>。第5共和制における口頭質問制度は、議会権限の縮小を意図する「合理化された議会制」<sup>5</sup>の下で、議会に強力な権限を与えない形で始められた。

しかし、1970年代以降議会の権限強化を求める声が高まる中、次第に議会はその権限を回復し、1995年及び2008年の憲法改正では、質問を行う機会が拡充されることで質問制度も強化された<sup>6</sup>。以下、下院、上院の順に、それぞれの質問制度を紹介する<sup>7</sup>。なお、主な口頭質問及び

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年2月21日である。

<sup>1</sup> *L'Assemblée nationale dans les institutions françaises: Fiches de synthèse*, 4<sup>e</sup> éd, Secrétariat général de l'Assemblée nationale, 2012, p.353. <[http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/fiches\\_synthese/fiches\\_synthese1211.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/fiches_synthese/fiches_synthese1211.pdf)> フランスには公選の大統領が存在するが、議会質問制度において大統領宛での質問を行うことは想定されていない。

<sup>2</sup> 大石眞『議会法』有斐閣, 2001, p.116.

<sup>3</sup> 美濃部達吉『議会制度論』（現代政治学全集 7）日本評論社, 1930, pp.355-357. 政府問責質問は、提出後、①いつでも所定の議事日程を中断し、②あらゆる議員が参加することができる一般討論が行われ、③議院として正式に意思を表明する決議によって終了する、という手続をとった（大石眞「フランスの議会による行政統制」フランス行政法研究会編『現代行政の統制—フランス行政法研究—』成文堂, 1990, p.250.）。

<sup>4</sup> 大石 同上; 前田英昭「議院内閣制における国会の行政統制」『年報行政研究』27号, 1992.5, p.56. 第5共和制憲法が議会質問制度を保障する一方で、政府の責任追及方法を不信任決議に限るとする制度設計をしたのは、政府問責質問の復活を警戒したためだとされる（大石 前掲注(2), p.115.）。

<sup>5</sup> 第5共和制憲法草案の起草作業を行ったミシェル・ドブレ（Michel Debré）は、第3・第4共和制の弱点は立法院と行政府の不均衡にあったとし、「合理化」の名の下に議会権限の縮小を図る「合理化された議会制」を目指した（大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂, 2013, pp.35-37.）。

<sup>6</sup> 具体的には、1995年の憲法改正により、本会議における政府への質問の実施を週に1度としていた制限が撤廃された。そして2008年の憲法改正により、常会（10月～翌年6月）のみならず臨時会（通例、7～9月の間に数週間開会）でも質問を実施することができるようになった（Michel Lascombe et al., *Code Constitutionnel et des Droits fondamentaux: Annoté & Commenté*, 6<sup>e</sup> éd., Paris: Dalloz, 2017, p.984.）。

<sup>7</sup> 以下、主に次の文献によりながら説明する。Pauline Türk, *Le contrôle parlementaire en France*, Paris: LGDJ, 2011, pp.135-145; “N°4 Les questions à l'Assemblée nationale,” *Connaissance de l'Assemblée*, 2011. <<http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/collection/4.asp>>; “Fiche de synthèse n°51: Les questions.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-contrôle-et-l-information-des-deputés/les-questions>>; *Le contrôle en séance: les questions des sénateurs*, Direction de la Séance, 2016, pp.16-31. <[https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/Guide\\_contrôle\\_MAJ\\_mars\\_2016.pdf](https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/Guide_contrôle_MAJ_mars_2016.pdf)>; “Les questions des sénateurs.” Sénat website <<https://www.senat.fr/role/fiche/questions.html>> 他の文献を典拠とした部分については、適宜脚注に付した。なお、フランス議会の質問制度を紹介した直近

文書質問の概要の一覧は別表 1 及び別表 2、質問数に関する統計は別表 3 のとおりである。

## I 下院

### 1 口頭質問

下院の口頭質問には、3つの類型が存在する。憲法上の根拠規定（第48条第6項）に基づき下院規則（Règlement de l'Assemblée nationale）に定められたものとして、①「討論を伴わない口頭質問（question orale sans débat）」及び②「対政府質問（question au Gouvernement）」が、2009年から運用により行われているものとして、③「対大臣質問（question à un ministre）」が存在する。①と③は不定期に、②は定期的実施される。①は質問の事前通告を要し、②と③は不要である。これらの口頭質問は、いずれも本会議場で実施される。

本会議場の形状は扇型（半円形）で、扇の要に相当する部分の中央に下院議長席が置かれ、下院議長と向き合う形で、扇面部分の最前列に政府構成員が、その背面に党派別に議席が配置されている。この議場構造は「半円型」に分類され<sup>8</sup>、多党制の国においてよく見られる<sup>9</sup>。

2017～18年の常会（2017年10月3日～2018年6月29日）及び臨時会（2018年7月2日～8月1日、9月12～28日）では、本会議の開会日が161日、本会議で議事に要した時間の総計が1,428時間10分であったが、このうち口頭質問が163時間20分（11.4%）を占めた<sup>10</sup>。

#### (1) 討論を伴わない口頭質問

##### (i) 概要

下院議員は大臣（又は首相）に対し、基本的に政府監視週（semaine de contrôle）<sup>11</sup>（2017～18年の常会では6週間）における火曜日や木曜日の9時30分から3時間強、口頭の答弁を求める質問を行うことができる。これを、討論を伴わない口頭質問という。討論を伴わない口頭質問は、下院議事協議会（Conférence des Présidents）<sup>12</sup>がその定める方法に従い、政府監視週に1回又は複数回の実施を提案することができる（下院規則第134条第1項）<sup>13</sup>。2017年10月～2018年9月には、12回実施された（常会のみ）。討論を伴わない口頭質問は、第5共和制発足

の邦語文献として、服部有希「フランスの議会による政府活動の統制—2008年の憲法改正による議会権限の強化—」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.74-75. <[http://www.dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111648\\_po\\_02550006.pdf?contentNo=1](http://www.dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111648_po_02550006.pdf?contentNo=1)>; 国立国会図書館調査及び立法考査局編『フランス議会下院規則』（調査資料2017-1-b 基本情報シリーズ25）国立国会図書館, 2018, pp.18-22. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11062326\\_po\\_201701b.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11062326_po_201701b.pdf?contentNo=1)> が挙げられる。

<sup>8</sup> 赤坂幸一「議場構造の憲法学」毛利透ほか編『比較憲法学の現状と展望—初宿正典先生古稀祝賀—』成文堂, 2018, p.319. 他に半円型の議場を有する国として、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、アメリカが挙げられている。

<sup>9</sup> 川人貞史ほか『現代の政党と選挙 新版』有斐閣, 2011, p.71. (川人貞史執筆部分) 政党システムの在り方は、議会の物理的構造にも反映しているとする見解もある。

<sup>10</sup> “Statistiques de l'activité parlementaire, Session 2017-2018 (1er octobre 2017 - 30 septembre 2018).” Assemblée nationale website <[http://www2.assemblee-nationale.fr/15/statistiques-de-l-activite-parlementaire\(session\)/2017-2018%20\(1er%20octobre%202017%20-%2030septembre%202018\)](http://www2.assemblee-nationale.fr/15/statistiques-de-l-activite-parlementaire(session)/2017-2018%20(1er%20octobre%202017%20-%2030septembre%202018))> なお、法律案の審議は917時間52分（64.3%）である。

<sup>11</sup> 2008年憲法改正により設けられた、政府活動の監視のために優先的に確保される、本会議の4週間のうち1週間を指す（憲法第48条第4項）。

<sup>12</sup> 下院議長、副議長、常任委員長、欧州問題委員長等並びに会派の長で構成され、下院本会議の議事日程の協議、政府提出法律案に添付される影響評価書の審査等を行う機関。

<sup>13</sup> 2008年の憲法改正以降、政府監視週における火曜日や木曜日の朝に実施するという原則が、下院議事協議会により決定された。ただし、政府監視週以外での実施を妨げるものではなく、2017～18年の常会で実施された12回の内訳は、政府監視週に3回、それ以外の週に9回であった。

当初から存在する制度である。

## (ii) 質問提出手続

質問の宛名は基本的に1人の大臣であり、質問の内容が政府の一般政策に関するものである場合のみ、首相となる(下院理事部一般規程(*Instruction générale du Bureau de l'Assemblée nationale*)第15条第1項)。質問内容の事前通告を行う必要があり、提出期限は実施日の2週間前である<sup>14</sup>。質問の提出先は下院議長であり、下院議長が政府に通告を行う(同条第3項)。質問の要件として、簡潔であること、質問の理解に不可欠な要素に限ることが規定されている(同条第2項)。各会派は、立法期(下院議員の任期に相当し、解散がなければ5年)の冒頭に下院議事協議会が配分した、各回の質問数の範囲内で所属議員の質問を取りまとめた上で、質問者の氏名及び質問の内容を通告する(無所属議員は個人で質問を提出することができる(各回1件)が、会派に属する議員は会派を経由せず個人で質問を提出することはできない。)<sup>15</sup>。受理された質問は、実施日の1週間前に官報(*journal officiel*)で公示される。

## (iii) 質問の配分

質問は会派間で配分され、半分を反対会派(*groupe d'opposition*. 政府に反対する会派)<sup>16</sup>の所属議員に(下院規則第134条第2項及び第133条第2項)、残りの半分以上を多数会派(*groupe majoritaire*. 反対会派以外で所属議員数が最も多い会派)及び少数会派(*groupe minoritaire*. 多数会派及び反対会派を除く会派(同規則第19条第4項))の所属議員に配分する。なお、各会派は、1回につき少なくとも1件の質問を提出する(同規則第134条第2項及び第133条第3項)。

具体的には、実施件数は1回につき32件であり、半分である16件を反対会派、残りの16件を多数会派及び少数会派に配分している。下院における少数会派は、これまで大統領・政府を支持する多数会派寄りの少数会派であることが多く<sup>17</sup>、現在唯一の少数会派である民主運動(MODEM)も、多数会派の共和国前進(REM)とともに大統領・政府を支持している。したがって、現状では、事実上、与野党同数の配分となっている。ただし、多数会派寄りでも反対会派寄りでもない少数会派がいる場合、与党系会派の質問数は半分以上を下回ることになる。

## (iv) 政府側の対応

答弁を担当する政府構成員(*membres du Gouvernement*)は、首相が指名する<sup>18</sup>。2017~18年の常会及び臨時会では、1回につき答弁者は4~8人(平均6.1人)、このうち大臣が1~6人、政務長官(*secrétaire d'État*)<sup>19</sup>が2~4人(それぞれ平均3.4人及び2.6人。全て別の省)が答弁

<sup>14</sup> 下院事務局からの回答(2018年9月4日)による。

<sup>15</sup> 下院事務局からの回答(2018年12月18日)による。

<sup>16</sup> 下院規則上は、下院議長に提出する政治的宣言で反対会派に属することを記載した会派を指す(第19条第2項)。

<sup>17</sup> Priscilla Monge, "Les groupes minoritaires de l'article 51-1 de la Constitution: de l'artifice juridique à la réalité politique d'un contre-pouvoir," *Revue française de Droit constitutionnel*, n°103, 2015.10, p.625. 同論文では、政治的宣言及び本会議での投票行動に着目し、下院の少数会派を、①多数会派寄り少数会派、②中間・独立系少数会派(①に属せず反対会派とも距離を置く少数会派)に分類している(*ibid.*, pp.622-626.)。

<sup>18</sup> Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 30<sup>e</sup> éd., Paris: LGDJ, 2016, p.772.

<sup>19</sup> 「大臣補佐」と訳されることもある。政務長官は、首相や大臣の下に置かれ、首相や大臣から委任された職務を行う場合と、外局の長に就く場合がある。2018年10月に改組が行われた第2次エドゥアール・フィリップ(Edouard Philippe)内閣の首相及び大臣は計22人、政務長官は13人("Gouvernement d'Edouard Philippe: l'organigramme au

を行い、担当した答弁数の割合は、大臣が 44.4%、政務長官が 55.6%であった<sup>20</sup>。

## (v) 実施手続

質問 1 件の時間は、質問、政府の答弁及びそれに対する質問者の発言も含め、6 分までである。政府の答弁後、他の下院議員による発言は、許されない<sup>21</sup>。質問内容は、質問者である下院議員の選挙区の利害に関するものが多いという。討論を伴わない口頭質問の実施頻度は決して低くなく「中程度の成功」と評されているものの、下院議員の関心は高いとはいえず、実施している間の本会議場は空席が目立つとされる<sup>22</sup>。

## (2) 対政府質問

### (i) 概要

下院議員は首相又は大臣に対し、常会において週 2 回（火曜日及び水曜日）、臨時会において週 1 回（火曜日）、15～16 時の 1 時間、質問内容の事前通告をせずに口頭の答弁を求める質問を行うことができる。これを、対政府質問という。対政府質問は下院規則に明記されていないが、質問の提出手続、実施手続等について、本会議の質問について規定する下院規則第 133 条の規定が適用される<sup>23</sup>。より詳細な手続については、下院理事部一般規程に定めがある。2017～18 年の常会及び臨時会では、71 回実施された。対政府質問は 1974 年にヴァレリー・ジスカールデスタン（Valéry Giscard d'Estaing）大統領の提案を受け、下院議事協議会の決定により導入されたものであり、イギリス議会のクエスチョンタイムにならったものとされる<sup>24</sup>。

### (ii) 質問提出手続

討論を伴わない口頭質問と異なり、質問内容の事前通告・公表は行わない（下院理事部一般規程第 15 条第 4 項）。各会派は、配分された件数の範囲内で、自らの会派に所属する下院議員の質問を選び<sup>25</sup>、実施の 1 時間前に質問者の氏名のみ事前通告を行う。これは、議員と政府とのやり取りがより即興的なものになることを目的としたものである。各会派は、1 回につき少なくとも 1 件の質問を提出する（下院規則第 133 条第 3 項）。ただし、質問者が多数会派の議員の場合、実態として質問内容は事前に政府側に知らされているという<sup>26</sup>。

### (iii) 質問の配分

質問は、会派間で配分される。質問の半分は反対会派の所属議員に配分すると規定され（下院規則第 133 条第 2 項）、半分を多数会派及び少数会派の所属議員に配分する。なお、無所属

16 octobre 2018,” 2018.10.17. Vie publique website <<http://www.vie-publique.fr/actualite/alaune/gouvernement-edouard-philippe-organigramme-au-16-octobre-2018.html>>）。

<sup>20</sup> 本会議議事録を基に算出。小数第 2 位を四捨五入。

<sup>21</sup> Francis Hamon et Michel Troper, *Droit constitutionnel*, 38<sup>e</sup> édition, Paris: LGDJ, 2017, p.679.

<sup>22</sup> Philippe Ardant et Bertrand Mathieu, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 29<sup>e</sup> édition, Paris: LGDJ, 2017, p.559.

<sup>23</sup> Lascombe et al., *op.cit.*(6), p.985.

<sup>24</sup> 大石 前掲注(3), p.253; Gicquel et Gicquel, *op.cit.*(18) イギリス議会のクエスチョンタイム等については、拙稿(濱野雄太「イギリスの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1028 号, 2018.12.6. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11195783\\_po\\_IB1028.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11195783_po_IB1028.pdf?contentNo=1)>) 参照。

<sup>25</sup> Hamon et Troper, *op.cit.*(21), p.678.

<sup>26</sup> Pierre Avril et al., *Droit parlementaire*, 5<sup>e</sup> édition, Issy-les-Moulineaux: LGDJ, 2014, p.349.

議員には8回につき1件の質問を配分する（したがって、その回に実施する質問の総数は1件増える。）。具体的には、実施件数は1回につき15件であり、2回の実施件数の合計30件のうち半分の15件を反対会派に、残りの15件を多数会派及び少数会派に配分している<sup>27</sup>。現状では、事実上与野党会派同数の配分であること、場合により与党系会派の質問数が半分を下回ることは、討論を伴わない口頭質問と同じである。

#### (iv) 政府側の対応

対政府質問には、原則として首相及び全ての大臣が出席しなければならない。ただし、国内外の出張や上院への出席等の公務がある場合は、欠席も認められる<sup>28</sup>。実態として全ての大臣がそろふことは極めてまれと言われている<sup>29</sup>。首相は遠方への出張等の例外的な事情がない限り、常に出席することとされている<sup>30</sup>。

#### (v) 実施手続

1番目の質問は、反対会派、少数会派又は無所属議員に割り当てられ（下院規則第133条第4項）、以降は多数会派と反対会派がおおむね交互に質問をする。質問1件につき時間は4分（質問2分、答弁2分）までである。ただし、首相の答弁時間には制限がない<sup>31</sup>。質問者及び他の下院議員が政府の答弁の後に発言や補充質問をすることは、許されない<sup>32</sup>。質問内容は、地方の利害に関わるもの、政治的な問題に関するものが多いとされる。

一般的に多数会派の議員は政府を支援する質問をするのに対し、反対会派の議員は政府を批判・詰問する質問をし、活発な議論が交わされる。対政府質問は、即興的なやり取りが行われること、首相を始め多くの大臣が出席することから、議事の中でも注目を集めている。この様子は、下院専門放送局LCP-AN（La Chaîne Parlementaire - Assemblée Nationale）で中継される<sup>33</sup>。

### (3) 対大臣質問

#### (i) 概要

下院議員は1人の大臣に対し、政府監視週に口頭の答弁を求める質問を行うことができる。これを、対大臣質問という。下院規則や下院理事部一般規程には明記されておらず、対政府質問と異なり、下院規則第133条の適用がない<sup>34</sup>。その開催は、会派の要求に応じて下院議事協議会が決定する<sup>35</sup>。2017年10月～2018年9月では19回実施された（常会のみ）。実施時間帯は対政府質問の後の夕方が多いが、朝（9時30分から）や夜間（21時30分から）の場合もあ

<sup>27</sup> 質問の配分割合は、反対会派が意見を表明する権利を確保すること、多数会派が過度に不利益を受けないことという反対会派及び多数会派双方への配慮により、変遷を経てきた。2009年3月から実施されている現在の配分は1981年以前の運用に戻したものである。1981～2009年は、基本的に会派の勢力を基調とする配分であった（*ibid.*）。

<sup>28</sup> 下院事務局からの回答（2018年9月4日）による。

<sup>29</sup> Ardant et Mathieu, *op.cit.*(22)

<sup>30</sup> 下院事務局からの回答（2018年9月4日）による。

<sup>31</sup> Avril et al., *op.cit.*(26) 首相が2分を超えて答弁した例として、2010年5月の3分39秒及び4分3秒が挙げられる。答弁時間に制限がないとはいえ、過度に超過することは多くないものと見られる。

<sup>32</sup> Ardant et Mathieu, *op.cit.*(22)

<sup>33</sup> 1981年からテレビ中継が開始された。公共放送フランステレビジョンが運営するフランス3（France 3）も1983年からテレビ中継を開始したが、2017年10月に撤退した。

<sup>34</sup> 下院事務局からの回答（2018年9月4日）による。

<sup>35</sup> 同上 1日に複数回実施されることもある。

る。実施時間は、おおむね1時間半である。対大臣質問は2009年下院議事協議会の決定により導入され、当初の利用は芳しくなかったが、2012～13年以降は活発に利用されている(別表3)。

## (ii) 質問提出手続

質問テーマは、各会派の要請を受け、事前に下院議事協議会が決定する。質問者は実施日の前日17時までに下院事務局で登録を行うが、質問内容の事前通告は行われない<sup>36</sup>。

## (iii) 質問の配分

2017～18年の常会における質問の件数は基本的に1回につき23件であり、会派間で配分された<sup>37</sup>。質問の配分割合(括弧内は議席数の割合)は、多数会派のREMが22.6%(54.2%)、反対会派の共和党(LR)が17.5%(17.5%)、少数会派のMODEMが14.7%(8.0%)、反対会派の不服従のフランス(FI)が11.2%(3.0%)、民主・共和主義左派(GDR)が10.3%(2.8%)、民主・独立連合・行動派・独立諸派(UDI-AGIR)が10.0%(5.9%)、新左派(NG)が9.6%(5.4%)、無所属(député non inscrit)が4.2%(3.2%)であった<sup>38</sup>。これを見る限りでは、会派勢力を基調としつつも、小規模な会派に配慮した配分をしている様子がうかがえる。与野党別の質問数の配分割合は、与党系会派(REM及びMODEM)が37.3%(62.2%)、野党系会派(与党系会派及び無所属以外)が58.5%(34.6%)、無所属が4.2%(3.2%)であった<sup>39</sup>。

## (iv) 政府側の対応

答弁の担当者は1つの省の大臣1人であり、基本的に全ての質問に対応する(なお、当該省の政務長官が代行する場合や途中で政務長官に交代する場合もある)。

## (v) 実施手続

1番目の質問は質問のテーマを提出した会派が行い、以降、会派ごとに質問を行う形で進行する<sup>40</sup>。質問1件につき時間は4分(質問2分、答弁2分)までである。政府側は、複数の同種の質問に対し1件の答弁を行うこともできる。質問者は、政府の答弁後に発言や補充質問を行うことはできない<sup>41</sup>。ただし、配分の範囲内で1人で2件の質問を行うこともある。

## 2 文書質問

下院議員は1人の大臣(首相も含む。)に対して文書の答弁を求める質問を行うことができ、これを文書質問(question écrite)という(下院規則第135条第1項)。文書質問は、政府の政

<sup>36</sup> 同上

<sup>37</sup> 具体的には、2017～18年の常会では多数会派のREMに5件、少数会派のMODEMに3件、反対会派に計12件(LRに4件、その他4会派に2件ずつ)、無所属(député non inscrit)に1件を配分した上で、質問テーマが採用された会派に2件を追加した。

<sup>38</sup> 本会議議事録を基に算出。小数第2位を四捨五入。合計が100%にならない。LRを除く反対会派UDI-AGIR、NG、FI、GDRの配分数の差異は、質問テーマの採用回数の多寡、会派間の融通等の事情による(2018年1月にはGDRの2件を譲り受けたFIが計4件の質問を行った。)

<sup>39</sup> 本会議議事録を基に算出。小数第2位を四捨五入。合計が100%にならない。

<sup>40</sup> 会派の勢力に準じた順番(REM、LR、MODEM、UDI-AGIR、NG、FI、GDRの順)で、例えば1番目に質問をした会派がFIの場合、次はGDR、その次はREM…という順で質問を行う。無所属は常に最後である。

<sup>41</sup> 導入当初は答弁後に質問者の、次いで政府側の発言がそれぞれ許されていたが、2013年以降現行の形になった。

策及び行政運営の監視のためだけでなく、有権者の利益になる法律上・行政上の情報を得るためにも使われる<sup>42</sup>。下院の文書質問は、1909年の決議により導入された。

文書質問の提出数は、下院議事協議会が各常会の開会前に、次の常会の開会までの上限を決定すると規定されている（下院規則第135条第2項。2014年11月の決議による改正）。例えば、2018～19年の常会においては、52件までとされた。質問の宛名は1人の大臣であるが、質問の内容が政府の一般政策に関するものである場合、首相になる（同条第1項）。第三者の氏名を明示して個人の非難を行う質問は禁止されており、簡潔で、質問の理解に十分な要素のみに限定される（同条第3項）。下院議員は下院議長に質問を提出し<sup>43</sup>、下院議長が政府に通知する（同条第4項）。提出した質問は、開会中に限らず閉会中であっても、官報で毎週公示される（同条第5項）。2017年10月～2018年9月における与野党別の質問提出数の割合（括弧内は議席数の割合）は、与党系会派（REM及びMODEM）が46.8%（62.2%）、野党系会派（与党系会派及び無所属以外）が47.7%（34.6%）、無所属が5.6%（3.2%）であった<sup>44</sup>。

答弁は、官報での質問の公示後2か月以内に公示されなければならない（下院規則第135条第6項）<sup>45</sup>。答弁は大臣又はその権限を委任された者が署名する<sup>46</sup>。答弁は、閉会中であっても官報で毎週公示され、下院ウェブサイトでも公開される。

## II 上院

### 1 口頭質問

間接選挙により選出される上院の口頭質問権も、前述のように議会の権限として憲法に根拠を有する。上院の口頭質問制度は上院規則（Règlement du Sénat）で定められ、次の3つに類型化し得る。すなわち、①「討論を伴わない口頭質問（question orale sans débat）」<sup>47</sup>（不定期の実施で、質問内容の事前通告を要する。）、②「対政府時事問題質問（question d'actualité au Gouvernement）」（定期的な実施で、質問内容の事前通告が行われない。）、③「討論を伴う口頭質問（question orale avec débat）」（質問を基に表決を伴わない討論を実施する。）である<sup>48</sup>。これらの口頭質問は、いずれも本会議場で実施される。

本会議場の形状は扇形で、扇の要に相当する部分の中央に上院議長席が置かれ、上院議長と向き合う形で、扇面部分の最前列に政府構成員が、その背面に党派別に議席が配置される。

2017～18年の常会及び臨時会（2017年10月～2018年9月）では、本会議の開会日が125日、

<sup>42</sup> Ardant et Mathieu, *op.cit.*(22), p.558.

<sup>43</sup> 2008年から、下院議員は議会のポータルネットを通じて提出することができるようになった。

<sup>44</sup> “Statistiques de l'activité parlementaire, Session 2017-2018 (1er octobre 2017 - 30 septembre 2018),” *op.cit.*(10)を基に算出。小数第2位を四捨五入。合計が100%にならない。

<sup>45</sup> 開会中は毎週、期限を超過した未答弁の質問の中から各会派の長が少数（約25）の質問を選び、注意喚起のために官報で公示している（下院規則第135条第7項）。公示後は、10日以内に答弁されなければならない（同項）。また、未答弁の質問について、質問者は警告を官報に掲載したり、口頭質問に変換したりすることができるが、実態として口頭質問への変換は例外的にしか行われていないという（Hamon et Troper, *op.cit.*(21), p.677.）。

<sup>46</sup> Gicquel et Gicquel, *op.cit.*(18), p.771. 文書質問は各省にとって重要案件と認識されており、質問の内容に関する資料の収集及び答弁の準備は各省内の大臣キャビネ（官房）（cabinet ministériel）の構成員が担当する（Ardant et Mathieu, *op.cit.*(22), p.558.）。大臣キャビネは、多数の政治任用者で構成される省内の組織で、大臣等を直接補佐し、政と官を媒介する役割を果たす。詳細は、拙稿（濱野雄太「フランスの行政政府における大臣キャビネ」『レファレンス』758号, 2014.3, pp.77-100. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8436647\\_po\\_075804.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8436647_po_075804.pdf?contentNo=1)>) 参照。

<sup>47</sup> 単に question orale とだけ表記される場合もある。

<sup>48</sup> 2009年に導入された主題別質問（question crible thématique）は2015年に廃止されたため、類型に含めていない。



本会議において議事に要した時間の総計が 825 時間 12 分であったが、このうち口頭質問が 66 時間 13 分 (8.0%) を占めた<sup>49</sup>。

## (1) 討論を伴わない口頭質問

### (i) 概要

上院議員は大臣 (又は首相) に対し、口頭の答弁を求める質問を行うことができる。これを、討論を伴わない口頭質問という。その実施については火曜日午前の本会議が優先的に充てられると規定され (上院規則第 77 条第 1 項)、下院の討論を伴わない口頭質問と重ならないよう配慮した上で実施日が決められる。通常、火曜日の 9 時 30 分～12 時 30 分に実施される。2017～18 年の常会及び臨時会では、12 回 (内訳は、常会 9 回、臨時会 3 回) 実施された。討論を伴わない口頭質問は、第 5 共和制発足当初から存在する制度である。

### (ii) 質問提出手続

各上院議員の質問提出上限数は、1 回につき 1 件のみである。質問の宛名は 1 人の大臣であるが、質問の内容が政府の一般政策に関するものである場合、首相になる (上院規則第 76 条第 2 項)。提出期限は実施日の 8 日前までであり (同規則第 77 条第 3 項)、議事日程に記載する質問は上院議事協議会<sup>50</sup>が決定する (同条第 2 項)<sup>51</sup>。質問は上院議長に提出され<sup>52</sup>、上院議長から政府に通告される (同規則第 76 条第 1 項)。質問の要件として、簡潔さ、第三者の氏名を明示した個人の非難の禁止 (同条第 2 項) が挙げられる。

### (iii) 質問の配分

実施する質問は 1 回に 25 件前後であり、期日までに提出された質問から、上院議事協議会が選別する。配分の規定は存在せず、各会派の勢力を可能な限り考慮して選別される。2017～18 年の常会及び臨時会における会派別 (LR、社会・共和派 (SR)、中道連合 (UC)、欧州民主・社会主義連合 (RDSE)、REM、共産党・共和市民・環境主義 (CRCE)、独立派—共和国・地方 (RTL)I、無所属) の質問数の割合 (括弧内は議席数の割合) は、次のとおりであった<sup>53</sup>。すなわち、多数会派の LR が 39.2% (42.2%)、反対会派 (多数会派に反対する会派<sup>54</sup>) の SR が 26.9% (22.5%)、少数会派<sup>55</sup>の UC が 15.2% (14.2%)、反対会派の CRCE が 6.5% (4.3%)、少数会派の RDSE が 4.5% (6.1%)、REM が 2.9% (6.1%)、RTL が 2.9% (3.2%)、無所属が 1.9% (1.5%) である。

<sup>49</sup> Direction de la Séance, *La Séance plénière et l'activité du Sénat (1er octobre 2017 - 30 septembre 2018)*, Tome II: Statistiques, 2018, p.23. <[http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux\\_de\\_bord/Rapport\\_tomeII.pdf](http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/Rapport_tomeII.pdf)> を基に算出。なお、法律案の審議が 501 時間 46 分 (60.8%) である。

<sup>50</sup> 上院議長、副議長、常任委員長、関係特別委員長等及び会派の長で構成され、上院本会議の議事日程の協議、政府提出法律案に添付される影響評価書の審査等を行う機関。

<sup>51</sup> 提出されたものの議事日程に記載されない質問もあり、6 か月経過後未答弁のものは、次の常会冒頭に失効する。

<sup>52</sup> 2012 年から、討論を伴わない口頭質問に限らず、上院の議会質問における質問の提出・転送は、専用のアプリを通して電子的に行うことができるようになった。

<sup>53</sup> Direction de la Séance, *op.cit.*(49), p.88 を基に算出。小数第 2 位を四捨五入。合計が 100%にならない。

<sup>54</sup> 上院事務局からの回答 (2019 年 2 月 13 日) による。

<sup>55</sup> 会派は、各常会の冒頭や会派結成から 7 日以内に、反対会派又は少数会派であることを上院議長に届け出ると規定される (第 5 条の 2)。上院の少数会派を、①多数会派寄り少数会派、②中間・独立系少数会派 (多数会派寄りでも反対会派寄りでもない。)、③反対会派寄り少数会派に分類するものもある (Monge, *op.cit.*(17), pp.626-628.)。

なお、上院では単独で過半数を占める会派が存在しない状況が常態化している点<sup>56</sup>、2017～18年の常会及び臨時会時点の上院では、下院の反対会派であるLRが多数会派であり、上下院がいわゆるねじれ状態にある点、大統領・政府に反対するLR、SR、CRCEなどの野党系会派が少なくとも議席の3分の2以上を占めている点に留意されたい。

#### (iv) 政府側の対応

主に答弁を担当するのは、大臣及び政務長官である。2017～18年の常会及び臨時会では、1回につき答弁者は4～10人（平均6.9人）、このうち大臣が1～8人、政務長官が1～4人（それぞれ平均4.2人及び2.8人。全て別の省）が答弁を行い、担当した答弁数の割合は、大臣が60.2%、政務長官が39.8%であった<sup>57</sup>。

#### (v) 実施手続

質問は、上院議事協議会が決定した順番で上院議長が指名する（上院規則第78条第1項）。質問及び答弁1件につき時間は7分（内訳は質問2分半（同条第2項）、答弁2分半、答弁に対する質問者の発言2分（同項））までである。質問者以外の上院議員による発言は、認められない<sup>58</sup>。質問者は、他の上院議員を代理として指名することができる（同項）。

### (2) 対政府時事問題質問

#### (i) 概要

上院議員は首相又は大臣に対して、火曜日又は木曜日の夕方に、質問内容の事前通告をせずに口頭の答弁を求める質問を行うことができる。これを、対政府時事問題質問という。毎週1回、上院の議事日程に組み込むことが規定されている（上院規則第75条の2）。2015年10月以降、火曜日の16時45分～17時30分の45分間、その翌週は木曜日の15～16時の1時間という形で基本的に交互に実施されている。2017～18年の常会及び臨時会では、35回実施された。対政府時事問題質問は、1974年に下院で導入した対政府質問の成功を受けて1982年に導入され<sup>59</sup>、1995年に上院規則に明記された。

#### (ii) 質問提出手続

各会派は、質問の配分（(iii)参照）の範囲内で、質問者の順番及び質問の宛先である大臣の氏名が記載されたリストを上院事務局に提出する。質問数は、1回につき1人1件である。提出期限は実施日当日で、火曜日の場合は12時30分まで、木曜日の場合は11時までである。なお、会派の承認を得ずに上院議員個人が直接提出した質問は、受理されない。政府側への質問内容の事前通告は行われないが、これは議論の即興性を保つためとされる。

#### (iii) 質問の配分

<sup>56</sup> 第5共和制の上院で単独過半数を占めた会派は、2002～04年の国民運動連合（UMP）のみであった（Jean-Louis Hérin, “Les groupes minoritaires: un nouveau concept entre droit et politique,” *Pouvoirs*, n°146, 2013.9, p.65.）。会派の勢力を基調に配分しても、第1会派が圧倒的に多くの質問時間を確保する事態が起こりにくいと考えられる。

<sup>57</sup> 本会議議事録を基に算出。小数第2位を四捨五入。

<sup>58</sup> Hamon et Troper, *op.cit.*(21)

<sup>59</sup> Gicquel et Gicquel, *op.cit.*(18), p.720.

会派間の質問の配分は、上院議事協議会が各会派の勢力及び無所属議員の数を考慮した上で定める（上院規則第 75 条の 2）。なお、各会派には 1 回につき少なくとも 1 件配分される。質問の実施件数は、火曜日が 11 件（4 回に 1 回は、無所属に 1 件配分するため 12 件）、木曜日が 13 件である。2017～18 年の常会及び臨時会における会派別の質問数の割合（括弧内は議席数の割合）は、多数会派の LR が 28.6%（42.2%）、反対会派の SR が 16.3%（22.5%）、少数会派の RDSE、REM がそれぞれ 12.3%（それぞれ 6.1%）、UC が 11.8%（14.2%）、RTLI が 8.3%（3.2%）、反対会派の CRCE が 8.3%（4.3%）、無所属が 2.1%（1.5%）であった<sup>60</sup>。

#### （iv）政府側の対応

首相及び大臣の多くが出席しており、2017～18 年の常会及び臨時会で実施された 35 回中 31 回に首相が出席し、1 回当たり平均 15 人の大臣が出席した<sup>61</sup>。

#### （v）実施手続

質問者の持ち時間は質問 1 件につき 2 分半までと規定され、これには答弁に対する発言も含まれる（上院規則第 75 条の 2）<sup>62</sup>。大臣の答弁時間も 2 分半までであるが、首相の答弁時間には制限がない。質問者が欠席した場合、当該質問は行われない。火曜日・木曜日ともに上院専門放送局であるピュブリックセナ（Public Sénat）により中継される<sup>63</sup>。下院の対政府質問に比べ、上院の対政府時事問題質問では深く掘り下げた鋭い質問が行われるが、礼節は保たれていると指摘されている<sup>64</sup>。

### （3）討論を伴う口頭質問

上院議員は大臣（又は首相）に対し、上院議事協議会の提案に基づき上院が決定した日に口頭の答弁を求める質問を行うことができ、答弁後、質問者以外の上院議員も発言を行うことができる。これを、討論を伴う口頭質問という<sup>65</sup>。第 5 共和制発足当初は下院にも存在したが、現在では上院のみで行われる。ただし、近年ではほぼ実施されなくなっている（別表 3）<sup>66</sup>。

<sup>60</sup> Direction de la Séance, *op.cit.*(49), p.87 を基に算出。小数第 2 位を四捨五入。合計が 100%にならない。

<sup>61</sup> Direction générale des Missions Institutionnelles, *Le Sénat en chiffres: Année parlementaire 2017-2018*, N°38, p.14. <[http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux\\_de\\_bord/tableau\\_de\\_bord\\_annee\\_parlementaire\\_2017\\_2018.pdf](http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/tableau_de_bord_annee_parlementaire_2017_2018.pdf)>

<sup>62</sup> 運用により、質問者及び大臣の発言時間は 2 分まで、木曜日の回で質問の配分が 1 件のみの会派に所属する上院議員は 2 分半までとすることもある。

<sup>63</sup> 2018 年 4 月以前は、木曜日の回のみフランス 3 もテレビ中継していた。

<sup>64</sup> “Les questions d’actualité au gouvernement diffusées en exclusivité sur Public Sénat,” 2018.4.19. Public Sénat website <<https://www.publicsenat.fr/article/politique/les-questions-d-actualite-au-gouvernement-diffusees-en-exclusivite-sur-public>>

<sup>65</sup> 実施日は、質問の提出後、上院議事協議会の提案に基づき上院が決定し（上院規則第 80 条第 1 項）、議事日程に記載される。質問の宛名、質問の要件（同規則第 79 条第 4 項及び第 2 項）、質問の提出先等（同条第 1 項及び第 3 項）は、討論を伴わない口頭質問と同じである。通例、全体で 1 時間実施される。質問者の持ち時間は 10 分であり、政府の答弁のために時間の一部を割くこともできる（同規則第 82 条第 1 項）。政府の答弁時間は、20 分までである。個々の発言時間は 2 分半までとされる（同規則第 80 条第 4 項）。質問者は、他の上院議員を代理として指名することができる。答弁後、質問者以外の上院議員による発言も認められる（Ardant et Mathieu, *op.cit.* (22)）。質問者以外の参加者の発言の総時間数は上院議事協議会が決定し、発言時間は会派の勢力に応じて配分され、順番はくじ引きにより決定される。

<sup>66</sup> 討論を伴う口頭質問の一類型として、ほぼ同様の手続で行われる欧州問題に関する討論を伴う口頭質問（question orale avec débat portant sur un sujet européen）がある（上院の統計上、両者は区別される。）。しかし、2010 年 5 月以降は実施されておらず、活用されているとは言い難い。この要因として、2005 年以降慣習的に実施されている、欧州理事会の会合に先立って行われる討論と競合していることが挙げられる。

## 2 文書質問

上院議員は、政府に対して文書の答弁を求める質問を行うことができる。これを文書質問という。上院では、下院に文書質問が導入された後、1911年に導入された<sup>67</sup>。

下院と異なり、質問提出数の上限がない。質問の要件として、簡潔さ、第三者の氏名を明示した個人の非難の禁止（上院規則第74条第2項）、1人の上院議員から1人の大臣（首相を含む。）に対して質問を行うこと（同項）が挙げられる。質問は上院議長に提出され、上院理事部（Bureau du Sénat）<sup>68</sup>（又は上院理事部が指名した理事部の特定の構成員）が要件を審査した上で、受理したものは上院議長から政府に通知する（同条第1項及び第2項）。提出した質問は、開会中に限らず閉会中であっても官報で公示される（同規則第75条第1項）。公示の頻度は週に1回である。2017年10月～2018年9月における会派別の質問提出数の割合（括弧内は議席数の割合）は、多数会派のLRが42.0%（42.2%）、反対会派のSRが16.3%（22.5%）、無所属が16.0%（1.5%）、少数会派のUCが11.5%（14.2%）、RDSEが4.8%（6.1%）、反対会派のCRCEが4.6%（4.3%）、少数会派のRTLIが2.9%（3.2%）、REMが2.0%（6.1%）であった<sup>69</sup>。

答弁期限は官報で質問が公示された翌月までとされる（上院規則第75条第1項）が、事実上、公示から2か月まで期限を延長することができる（同条第2項）<sup>70</sup>。答弁は政府から上院に通知され、質問同様、開会中に限らず閉会中であっても官報で毎週公示され、上院ウェブサイトでも公開される。また、期限を経過した未答弁の質問一覧も官報で公表される。

## おわりに

以上、フランスの議会質問制度を概観したが、質問制度を強化する方向の中で、口頭質問の類型の見直しや制度の改正を行うなど、試行錯誤をしている様子が見える。また、口頭質問における会派への質問の配分の仕方は、一様ではない。下院の討論を伴わない口頭質問及び対政府質問は与野党会派ほぼ同数の配分であるが、対大臣質問は会派勢力を基調としつつ小規模な会派に配慮した配分である。上院では、会派勢力にほぼ比例した配分や会派勢力を基調としつつ小規模な会派に配慮した配分である。ただし、単独で過半数を占める会派が存在しない状況が常態化している、多数会派が大統領・政府を支持しているとは限らない等の上院特有の事情は、考慮する必要がある。

下院の文書質問の提出数には近年上限が設定されたが、その趣旨は政府の負担軽減というより、質問数の増加による慢性的な答弁の遅延を改善することにある<sup>71</sup>。なお、当該措置により、口頭質問に参加する機会が限られる無所属議員にとって重要な文書質問権が制約される点について、下院の審議で懸念が示されたこと<sup>72</sup>には、留意を要するであろう。

<sup>67</sup> Gicquel et Gicquel, *op.cit.*(18), p.771.

<sup>68</sup> 議員で構成され、上院議長、副議長8人、財務担当理事（*questeurs*）3人、書記担当理事（*secrétaires*）14人の計26人である。議員提出法律案の受理要件の審査、懲罰事犯の審査、議院事務局の運営・管理等を行う。

<sup>69</sup> *Direction de la Séance, op.cit.*(49), p.89. 小数第2位を四捨五入。合計が100%にならない。

<sup>70</sup> 大臣側は、答弁材料の収集のために1か月以内の猶予期間を書面により求めることができる。猶予期間経過後も未答弁の質問については、口頭質問への変換が可能とされている（上院規則第75条第3項）。

<sup>71</sup> *Sessions ordinaires de 2014-2015. Assemblée nationale. Proposition de résolution tendant à modifier le Règlement de l'Assemblée nationale*, n°2273, 2014.10.14, p.4.

<sup>72</sup> *Journal officiel de la République française. Sessions ordinaires de 2014-2015. Assemblée nationale. Compte rendu intégral*, Année 2014, n°124, 2014.11.28, p.9392.

別表1 フランス議会の主な口頭質問

上院／ 下院	下院			上院	
類型	討論を伴わない 口頭質問	対政府質問	対大臣質問	討論を伴わない 口頭質問	対政府 時事問題質問
開催 頻度	不定期 ※2017～18年の常 会・臨時会で12回	常会で週2 臨時会で週1	不定期 ※2017～18年の常 会で19回	不定期 ※2017～18年の常 会・臨時会で12回	週1 (隔週で火又は木)
実施 時間	3時間強 火・木：9:30-	1時間 火・水：15:00- (臨時会は火のみ)	1時間半 朝、夕方、夜など	3時間 火：9:30-	火45分、木1時間 火：16:45- 木：15:00-
質問の 事前 通告	あり(2週間前まで に提出、1週間前に 官報で公示)	なし	なし	あり(8日前まで)	なし
質問の 選出・ 配分等 手続	・実施する質問32 件のうち16件を 多数会派及び少 数会派に、16件を 反対会派に配分。	・実施する質問は 1回15件まで。2 回のうち15件を 多数会派及び少数 会派に、15件を反 対会派に配分。無 所属議員に8回に つき1件配分。	・実施する質問は 1回23件。 ・会派の勢力を基 調としつつ、小規 模な会派に配慮 した配分。	・実施する質問は、 1回に25件前後。 ・会派の勢力を基 調として、提出さ れた質問から上院 議事協議会が選 択。	・実施する質問は (火)11件、(木) 13件。 ・会派の勢力を基 調としつつ、小規 模な会派に配慮し た配分。無所属議 員に4回につき1 件配分。
質問・ 発言時 間の 制限	・質問1件で6分 (質問、答弁及び答 弁に対する発言を 含む。)	・質問1件で4分 (質問2分、答弁2 分)。 ※首相の答弁時間 の制限はない。	・質問1件で4分 (質問2分、答弁2 分)。	・質問1件で7分 (質問2分半、答弁 2分半、答弁に対 する発言2分)。	・質問1件で5分 (質問及び答弁に 対する発言計2分 半、答弁2分半)。 ※首相の答弁時間 の制限はない。
補充 質問	質問者 不可 ※答弁に対する発 言は許容。	不可	不可	不可 ※答弁に対する発 言は許容。	不可 ※答弁に対する発 言は許容。
	他の 議員	不可	不可	不可	不可
備考	・平均で大臣が3.4 人、政務長官が2.6 人答弁(2017～18 年の常会・臨時 会)。	・原則として首相 及び全ての大臣が 出席。 ・下院専門放送局 による中継あり。	・1人の大臣が答弁 する。政務長官が 代行することもある。 ・質問のテーマは 事前に決定。	・平均で大臣が4.2 人、政務長官が2.8 人答弁(2017～18 年の常会・臨時 会)。	・首相及び大多数 の大臣が出席。 ・上院専門放送局 による中継あり。

† 上院の討論を伴う口頭質問は、省略した。

(出典) 上下院規則等を基に筆者作成。

別表2 フランス議会の文書質問

上院／下院	下院	上院
提出者要件	なし	なし
質問提出 件数の制限	・常会の開会前に各下院議員が提出できる件 数の上限が設定される(2018～19年の常会 は52件まで)。	なし
主な 質問要件	・簡潔で、質問を理解するために十分な要素 のみに限定すること。 ・第三者の氏名を明示した個人の非難を含め ないこと。	・簡潔であること。 ・第三者の氏名を明示した個人の非難を含め ないこと。
質問の宛名	・1人の大臣又は首相	・1人の大臣又は首相
答弁期限	・官報公示後2か月以内(延長不可)	・官報公示後1か月以内(1か月の延長可)
備考	・閉会中も質問を提出し、答弁を受領できる。	・閉会中も質問を提出し、答弁を受領できる。

(出典) 上下院規則等を基に筆者作成。

別表3 フランス上下院の質問数

年／ 会期 (注1)	下院					上院				
	口頭質問			文書質問		口頭質問			文書質問	
	QOSD	QAG	QAM			QOSD	QAG	QOAD		
提出 件数	提出 件数 (注2)	提出 件数	提出 件数 (注3)	答弁数	提出 件数	提出 件数	提出 件数	提出 件数	答弁数	
1991	177	295	-	14,481	12,896	112	87	50	6,168	4,919
1992	140	312	-	13,759	14,177	128	86	37	4,931	5,114
1993	265	448	-	9,749	5,988	92	134	39	5,231	3,769
1994	333	449	-	12,660	12,995	94	124	10	4,939	5,187
1995※	64	93	-	8,885	7,865	13	22	2	2,976	3,041
1995-96	493	806	-	13,377	12,231	231	163	8	5,546	4,563
1996-97	302	619	-	11,592	8,192	178	131	3	7,951	5,141
1997-98	452	756	-	15,559	12,926	272	185	7	7,915	7,013
1998-99	450	719	-	15,521	13,721	252	176	9	8,132	6,996
1999-00	254	762	-	16,058	13,779	270	184	8	8,875	6,980
2000-01	295	678	-	14,972	13,081	248	159	10	7,367	6,846
2001-02	268	426	-	13,431	8,437	151	99	8	7,505	3,585
2002-03	432	771	-	21,734	16,282	276	190	15	6,423	5,970
2003-04	405	744	-	21,799	18,647	239	170	11	4,776	4,092
2004-05	388	659	-	26,424	22,658	284	170	15	5,625	4,537
2005-06	408	688	-	30,703	25,293	309	180	15	5,011	4,912
2006-07	197	436	-	23,436	17,445	177	100	12	4,603	2,899
2007-08	357	662	-	25,758	19,150	249	160	16	3,685	3,462
2008-09	414	907	57	27,706	22,592	338	210	27	4,594	3,855
2009-10	366	929	0	29,637	25,697	402	170	15	5,093	4,421
2010-11	368	1,005	0	28,627	25,574	334	149	8	4,878	4,315
2011-12	186	635	0	19,413	14,330	372	132	5	5,777	2,919
2012-13	375	1,020	78	32,689	22,146	431	196	5	6,234	5,221
2013-14	353	993	151	26,439	21,952	286	166	3	4,836	4,026
2014-15	382	1,044	156	23,935	18,758	400	186	2	4,817	3,267
2015-16	387	1,026	301	9,780	13,706	274	394	3	5,340	3,794
2016-17	161	635	31	6,206	7,061	138	250	0	4,101	2,869
2017-18	395	1,084	429	11,135	7,334	393	423	0	5,580	3,925

†1 「QOSD」は討論を伴わない口頭質問、「QAG」は対政府質問（下院）又は対政府時事問題質問（上院）、「QAM」は対大臣質問、「QOAD」は討論を伴う口頭質問。

†2 質問を提出した年又は会期に答弁が行われるとは限らないため、提出数が答弁数より少なくなる場合がある。

(注1) 各会期は10月1日～翌年の9月30日。ただし、「※」を付記した年は1995年1～9月。

(注2) 「1991」～「1996-97」年の斜体部分のみ、答弁数。

(注3) 「1997-98」～「2014-15」年は撤回された質問数を除いた数値。

(出典) Didier Maus ed., *Les Grands textes de la pratique constitutionnelle de la V<sup>e</sup> République*, Paris: La Documentation française, 1998, pp.215-219; “Les comptes rendus des débats: ARCHIVES DE LA XIII<sup>e</sup> LÉGISLATURE (2007-2012).” Assemblée Nationale website <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/debats/index.asp>>; “Statistiques de l’activité parlementaire à l’Assemblée nationale.” Assemblée Nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/15/statistiques-de-l-activite-parlementaire>>; “Recherche avancée des questions.” Assemblée Nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/rec-herche/questions/15>>; Direction de la Séance, “Les cinquante-neuf ans du Sénat de la cinquième République Juin 1959 - Septembre 2017: Statistiques actualisées au 30 septembre 2017.” Sénat website <[https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux\\_de\\_bord/59\\_ans.pdf](https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/59_ans.pdf)>; Direction de la Séance, *La Séance plénière et l’activité du Sénat (1er octobre 2017 - 30 septembre 2018)*, Tome II: Statistiques, 2018, pp.130, 132-133, 137-138, 139-140. <[http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux\\_de\\_bord/Rapport\\_tomeII.pdf](http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/Rapport_tomeII.pdf)>; 本会議議事録を基に筆者作成。